

神崎浄水場再整備アドバイザー業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、神崎浄水場再整備アドバイザー業務の受託事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

神崎浄水場再整備アドバイザー業務委託

(2) 業務の目的

神崎浄水場の再整備事業を設計・施工一括発注（デザインビルド）方式にて実施するにあたり、より多くの事業者を募るため、基本設計の実施及び要求水準書の作成、再整備事業の公募、民間事業者の選定及び契約に係る支援等を委託し、円滑に再整備事業の契約締結を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「神崎浄水場再整備アドバイザー業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務履行期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

3 提案見積限度額

本業務に係る提案見積限度額の総額は、103,114,000 円（税込み）とする。ただし、この金額は契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。本業務に係る提案見積額は、この提案見積限度額を超えてはならないものとする。

4 選定方式及び契約方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により契約候補者を選定する。

また、契約候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で契約候補者と随意契約により業務委託契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、本件プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- (2) 尼崎市公営企業局契約規程第 1 条第 1 項において準用する尼崎市契約規則第 4 条に定める競争入札参加有資格者名簿において、「20 上水道及び工業用水道」で登録されていること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (4) 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていない者であること
- (5) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者をいう。）に該当しないこと
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続中の事業者でないこと
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続中の事業者でないこと
- (8) 本業務を一括再委託しない者であること（ただし、本市の承認を得た上で業務の一部についての再委託は可能）
- (9) 過去 10 年以内に、同種又は類似業務の元請実績を有すること。
- (10) 管理技術者及び照査技術者は、直接雇用する総合技術監理部門技術士（選択科目が「上水道及び工業用水道」の者に限る。）、上下水道部門技術士（選択項目が「上水道及び工業用水道」の者に限る。）又は RCCM（「上水道及び工業用水道部門」に限る。）を配置すること。
- (11) 管理技術者及び照査技術者は、同種又は類似業務の実績を有する者であること。

6 参加申込の手続き等

(1) スケジュール

内 容	時 期
公募開始	令和 7 年 5 月下旬
実施要領等の配布期間	令和 7 年 6 月 9 日（月）まで
参加申込書の受付期間	令和 7 年 6 月 9 日（月）まで
質問書受付期間 （参加申込関係）	令和 7 年 6 月 4 日（水）まで
質問書に対する回答 （参加申込関係）	令和 7 年 6 月 6 日（金）予定

参加申込書確認結果の通知	令和 7 年 6 月 11 日（水）
質問書受付期間 （提案書関係）	令和 7 年 6 月 17 日（火）まで
質問書に対する回答 （提案書関係）	令和 7 年 6 月 23 日（月）予定
企画提案書の受付期間	令和 7 年 6 月 11 日（水）から 令和 7 年 6 月 30 日（月）まで
審査（プレゼンテーション・ 質疑応答）	令和 7 年 7 月 9 日（水）予定
審査結果の通知	令和 7 年 7 月 16 日（水）予定
契約締結	審査結果の通知後速やかに

（２）実施要領等の配布

ア 配布方法

下記「尼崎市公営企業局ホームページ」よりダウンロードにて入手すること。

<https://amasui.org/jigyoku/nyusatsu/2000710/index.html>

トップページ > 事業者さまへ > 入札関連情報 > 事業者募集情報

イ 配布資料

- （ア）プロポーザル実施要領（本資料）
- （イ）様式集
- （ウ）業務委託仕様書
- （エ）業務委託契約約款（案）
- （オ）参考資料

7 参加申込書審査（１次審査）

企画提案書等の提出を予定している事業者は、参加申込書（様式第 1 号）及び業務実績や配置予定技術者に関する書類（様式第 2 号～ 4 号）に必要な添付書類を添えて提出すること。

提出された参加申込書等について事務局で第 1 次審査を行い、プレゼンテーション参加事業者を上位から 5 社選出する。ただし、第 1 次審査の評価点が 5 位の事業者と同点の事業者についてもプレゼンテーション参加事業者として選出する。また、参加申込書提出者が 5 社に満たない場合は、第 1 次審査を通過したすべての参加申込書提出者をプレゼンテーション参加事業者とする。

この結果については、選出の当落に関わらず、すべての参加申込書提出者に電子メールで通知する。

（１）受付期間

公募開始日から令和7年6月9日（月）まで

※受付時間は平日（土、日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

（2）提出方法

持参または郵送

（郵送の場合、書留郵便とし期限までに到着するように送付すること）

（3）提出先

「15 事務局」に同じ

（4）提出書類

ア 参加申込書【様式第1号】

イ 事業者の業務実績【様式第2号】

「5 参加資格（9）」を証明する書類

ウ 配置予定技術者【様式第3号及び4号】

（ア）～（ウ）の者について所属企業を証明する書類のほか、有する資格、業務経歴（特に浄水場設計業務や PPP/PFI 手法に関連した業務経歴）を記載する。

（ア）管理技術者 「5 参加資格（10）、（11）」を証明する書類

（イ）照査技術者 「5 参加資格（10）、（11）」を証明する書類

（ウ）担当技術者

（5）配置予定技術者について

ア 技術者の配置

（ア）管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。

（イ）管理技術者は、発注者との定例的な打合わせに毎回出席できること。

イ 技術者の雇用関係

配置予定技術者は、応募事業者に所属していること。

ウ 技術者の変更禁止

本業務における管理技術者、照査技術者及び各担当技術者は、第1次審査の提出書類に記載された者は原則として変更できない。ただし、やむを得ないと発注者が認める場合はこの限りでない。

（6）参加に係る制限事項について

ア 第1次審査の提出書類は、1社につき1件しか提出できない。

イ 設計共同体による参加は認めない。

ウ 参加にあたっては、協力事業者を加えることは可とするが、当該協力事業者は自ら参加者となることはできない。

（7）参加資格を満たさない場合の取り扱い

第1次審査提出書類（参加申込書等）に基づき参加資格の確認を行った結果、参加資格を有しないと判断された応募者については、当該提案者の提出したその他の資料等については審査を行わない。

(8) 審査基準

審査は審査基準（別表1）に基づき採点点数を合計し、上位5社を選定する。

(9) 審査結果通知予定日

令和7年6月11日（水）

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 質問の受付期間

公募開始日から令和7年6月4日（水）まで（参加申込関係）

公募開始日から令和7年6月17日（火）まで（提案書関係）

イ 提出方法

質問書（様式第5号）を電子メールに添付し、下記メールアドレスに提出すること。提出後には電話で到着の確認を行うこと。なお、電話、口頭等による質問は一切受け付けない。

ウ 送付先メールアドレス

s_keikaku@city.amagasaki.hyogo.jp

エ 送付時件名

「神崎浄水場再整備アドバイザー業務」に関する質問（事業者名）

(2) 質問の回答

ア 回答方法

質問者の名前を伏せて、尼崎市公営企業局ホームページに掲載

イ 回答予定日

令和7年6月6日（金）予定（参加申込関係）

令和7年6月23日（月）予定（提案書関係）

但し、回答可能なものから、適宜ホームページに掲載する。

9 企画提案書作成方法

(1) 受付期間

令和7年6月11日（水）から令和7年6月30日（月）まで

※受付時間は平日（土、日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

持参または郵送

（郵送の場合、書留郵便とし期限までに到着するように送付すること）

(3) 提出先

「15 事務局」に同じ

(4) 提出書類

- ア 企画提案書（作成要領参照）： 正 1 部、副 8 部
- イ 提案価格見積書及び内訳（様式任意）： 1 部

(5) 企画提案書の作成要領

ア 書式

- ・表紙は所定の様式（様式第 6 号）を用いること。
- ・表紙の次に目次（任意様式）を作成すること。
- ・表紙以外の様式は自由で、言語は日本語とすること。
- ・原則 A4 版縦とし、文章は横書きとし、左綴じとすること。
- ・副本には、表紙を含め提案者が特定できるような内容は一切記載しないこと。
- ・下記イの(ア)～(ウ)の項目ごとに別葉にするか、改頁すること。
- ・下記イの(ウ)についてはページ数を問わないが、10 ページ以内とすること。
- ・各ページ下にページ数の記載をすること。

イ 含める内容

(ア) 業務実績、業務体制

(イ) 業務実施フロー、工程表

(ウ) 業務実施方針及び業務内容に対する提案

- a 業務の目的や内容の理解度
- b 事業者への意向調査を行うなど、より多くの事業者を募るために適切な再整備事業範囲の検討ができる企画提案
- c より多くの事業者を募るための公募書類の充実及び既存施設を運転しながらの更新が必要である点に留意した基本設計実施の企画提案
- d 実施方針及び入札公告にかかる業務（要求水準書、入札説明書、事業契約書、落札者決定基準作成）の企画提案
- e その他事業者選定支援にかかる業務（事業者選定委員会運営支援、質問回答支援、契約締結支援）の企画提案
- f その他、独自の企画提案
- g 提案価格

(6) 留意事項

- ア 原則として、企画提案書は 1 社 1 提案とする。
- イ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めないこととする。
- ウ 審査後も書類の返還はしない。

10 審査方法

提出書類及び参加事業者によるプレゼンテーション内容を「神崎浄水場再整備アドバイザー業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」で審査する。

(1) 審査の方法等

参加申込書審査（第1次審査）により選出されたプレゼンテーション参加事業者については、別途指定した日時において、企画提案書の記載内容に関するプレゼンテーションを実施する。（詳細な日時・場所については別途連絡）

なお、企画提案書を提出した参加者が1社のみの場合は、当該1社について、選定委員会において契約候補者としての適否を審査することとし、企画提案書を提出した参加者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

(2) 実施予定日

令和7年7月9日（水）予定 日時・場所等詳細については別途連絡

(3) プレゼンテーションの出席者（説明者）

プレゼンテーションは、配置する予定の管理技術者または照査技術者が行うこと。なお、出席者は5名までとする。

(4) プレゼンテーションの方法

提出された企画提案書をもとに説明を行うこととする。はじめに説明者より20分間以内の説明を行い、その後20分程度の質疑応答を実施する。

なお、プレゼンテーションの方法は任意とするが、当日プロジェクターを使用する場合は、事前に申し出ること。プロジェクター（接続端子はVGA D-Sub 15pinまたはHDMI）及びスクリーンは事務局側で用意する。

11 審査基準

審査はプレゼンテーション審査基準（別表2）に基づき、審査委員が200点満点で採点した評価点数を平均したものに、地域経済活性化の取組みによる加点を行い、最高得点者を第1優先交渉権者とする。なお、最高得点が同点の場合は、審査委員会で協議のうえ、委員長が決定する。

12 審査結果

(1) 通知方法

結果については、尼崎市公営企業局ホームページに掲載するとともに、選出の当落に関わらず、すべてのプレゼンテーション参加事業者に電子メールで通知するとともに、審査結果をホームページに掲載する。

なお、審査経過及び審査結果についての質問については一切応じないとともに、審査経過は公表しない。

(2) 通知時期

ホームページ掲載及び通知発送日は、令和7年7月16日（水）頃を予定している。

（3）審査後の契約手続き

第1優先交渉権者を契約交渉の相手とし、見積書を徴し、契約を締結する。

第1優先交渉権者と協議が整わなかったときは、当該事業者から辞退届を徴するとともに、次順位の者を候補者として、契約交渉を実施する。

1.3 契約の締結について

（1）契約候補者は発注者と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、発注者が作成する契約書により、契約を締結する。

（2）次に掲げる事態が生じたときは、順位の高かった者の順に協議を行い、契約の相手方を決定することとする。

なお、正当な理由がなく、契約の締結を辞退した場合は、本市において入札参加停止の措置を受ける場合があることに留意すること。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき。

イ 契約締結時までに参加資格を欠いていることが判明したとき。

ウ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき。

エ その他やむを得ない事情で契約に至ることが困難なとき。

（3）契約保証金等、契約にあたっては尼崎市公営企業局契約規程第1条第1項において準用する尼崎市契約規則に基づくこととする。

（4）契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼する。契約候補者は「9 企画提案書作成方法（4）提出書類 イ 提案価格見積書及び内訳」において記載した見積金額を基に見積書を提出すること。

（5）契約締結後、委託業務内容に変更が生じる場合は、発注者と受託者において、その都度協議するものとする。

1.4 その他

（1）必要経費の負担

企画提案書等の作成に要した費用、旅費、その他本企画・提案により生じた諸費用については、自己負担とする。

（2）辞退の取扱

参加申込書を提出後、辞退する場合は辞退届（様式第7号）を企画提案書の提出期限（令和7年6月30日（月））までに持参又は郵送により事務局へ提出すること。（郵送の場合、書留郵便とし期限までに到着するように送付すること）

（3）失格事項

審査時点で次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ウ 本実施要領に違反した場合

(4) 人権尊重の取組について

参加者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいいます。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきつくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者においては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めること。

15 事務局（連絡先及び書類提出先）

尼崎市公営企業局水道部水道計画課

〒660-0051 尼崎市東七松町2丁目4番16号

TEL：06-6489-7460（直通） FAX：06-6489-7407

E-mail：s_keikaku@city.amagasaki.hyogo.jp